

令和3年第9回公安委員会会議録

日 時	自午後 1時30分 3月25日（木曜日） 至午後 4時30分	場 所	公安委員会室
会 議	公安委員	小野委員長 下山委員 原委員 山本委員 高木委員	
出席者	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長	

第1 聴聞等についての決裁

運転免許課長から、聴聞6件、意見の聴取12件について説明があり、決裁が行われた。

第2 定例会議

1 令和3年春の全国交通安全運動の実施について

(1) 令和3年春の全国交通安全運動について

ア 期間

令和3年4月6日（火）から同年4月15日（木）までの10日間

イ 目的

- (ア) 広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図ること
- (イ) 交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けること
- (ウ) 県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組みを推進すること

ウ 主唱

熊本県交通安全推進連盟

(2) 運動の重点

- ア 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- イ 自転車の安全利用の推進
- ウ 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

(3) 主要行事

ア 第37回交通安全県民大会

(ア) 日時

令和3年4月6日（火）午後2時30分から

(イ) 場所

ホテル熊本テルサ

(ウ) 出席者

熊本県知事、警察本部長、熊本市長、交通関係団体の長など

イ 交通事故死ゼロを目指す日

令和3年4月10日（土）

【委員からの質問等】

委員から、「交通安全運動については、県民に広く認知されることが重要なので、県民大会がニュースだけではなく、テレビ各局の通常の番組でも取り上げられれば非常に有効ではないか」旨の発言があった。

また、別の委員から、「本日も死亡事故が発生しているが、緊急事態宣言が解除になり、車の通行量が増えたことと、私たち県民一人一人が緊張感をなくして事故につながっている部分もあるかもしれないので、運動期間中の呼びかけを重点的にやっていただきたい」旨の発言があった。

2 熊本県の交通安全水準のさらなる向上に関する宣言決議について

(1) これまでの経緯について

昨年10月以降に実施した徹底した取締りや広報啓発活動等の歩行者優先の取組が、交通死亡事故抑止に極めて効果的であることが確認できた。

そこで、この取組を更に浸透させることが、死亡事故の減少ひいては県全体の交通安全水準を高めることにつながることから、県議会や県の関係行政機関に対し、歩行者優先の取組等の重要性を説明していたところ、県議会において、全国に例をみない歩行者優先をはじめとする交通安全宣言が決議されることとなったものである。

(2) 概要等について

ア 決議日

令和3年3月19日（金）熊本県議会2月定例会最終日

イ 宣言内容

別添参照

(3) 今後の取組について

ア 強化期間を設定した横断歩行者等妨害等違反の取締りの推進

イ 遊歩期を狙った各署統一的な広報啓発活動の推進

ウ 計画的な道路標示の整備に必要な予算の確保

【委員からの質問等】

委員から、「全国的に例を見ない宣言が出されたということだが、県民の理解と協力なくしては実践できない部分であるので、交通安全運動期間に併せて、宣言や取組を県民に周知していただきたい」旨の発言があった。

また、別の委員から、「自転車の安全利用については、教育委員会と連携して学校現場に徹底していただきたい」との発言があり、警察側から「教育現場については教育委員会の協力をいただいている。また、今回、条例改正により自転車保険が義務化される予定であり、その周知に当たっては、県と協力し自転車利用が多い大学生に重点を置いて取り組んでいきたい」旨の説明があった。

3 本県における聖火リレーの警察措置等について

警備部から、本県における聖火リレーの警察措置等について報告が行われた。

第3 報告・決裁等

1 監察業務の報告

首席監察官から報告が行われた。

2 審査請求(R2No.9)にかかると行政文書の提出についての決裁

生活安全企画課管理官及び広報県民課長補佐から説明があり、決裁が行われた。

3 熊本県道路交通規則の一部改正についての決裁

交通企画課長補佐から説明があり、決裁が行われた。

4 令和3年第8回公安委員会会議録の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

5 審査請求(R2No.2)審理手続終結の決裁

- 公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 6 **審査請求(R2No.2)裁決書の決裁**
公安委員会事務室から説明があり、報告が行われた。
- 7 **投書受理の決裁**
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 8 **要望(R3No.2)受理の決裁**
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 9 **公安委員会が管理する令和元年分「行政文書ファイル管理簿」の調製及び公表の決裁**
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 10 **自己情報開示請求に対する開示等の決定(部分開示)についての決裁**
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 11 **第35回九公連協議テーマ及び自由討議テーマの選定**
公安委員会事務室から説明があり、テーマの検討が行われた。

熊本県の交通安全水準のさらなる向上に関する宣言決議

本県の交通事故情勢は、昨年、発生件数が14年連続、負傷者数は16年連続でそれぞれ減少し、死者数にあっては46人と統計上記録が残る昭和23年以降で最少となった。これは警察、地方公共団体、関係機関団体のみならず県民を挙げた長年の努力の成果であると考えられる。

しかしながら、依然として予期せぬ交通事故により尊い命が失われていることに目を背けてはならず、さらなる交通死亡事故の減少を目指して一層の努力が不可欠である。

特に本県では、信号機のない横断歩道での車両の停止率が3割以下であることや、いまだに飲酒運転などの悪質危険な行為が横行している現状を踏まえ、熊本県の持続的発展のため安全で快適な交通環境を整備していく上でも、県民一人一人の交通安全意識の高揚と交通マナーのさらなる向上に努めていかなければならない。

よって、熊本県議会は、特に交通安全効果が確認できる下記の事項について県民一丸となって取り組んでいくことで、交通安全に対する県民の気運を醸成し、交通事故のない安全で安心な交通社会の実現を図っていくことを宣言する。

記

- 1 歩行者の安全確保～特に横断歩道における歩行者保護の徹底
 - ・ 運転者は、歩行者による横断歩道通行の安全に配慮する。
 - ・ 歩行者は、横断歩道が付近に設置されている場合には、横断歩道を渡る。
 - ・ 道路管理者は、引き続き歩行者が安心して通行できる道路環境を整備する。
 - ・ 警察は、横断歩道を見やすく分かりやすく整備するとともに交通安全についてさらなる啓発を行う。
 - ・ 学校教育では、子供に対し安全な道路の横断方法などの交通安全について教育・指導する。
- 2 飲酒運転の根絶
- 3 シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- 4 自転車の安全利用の徹底

以上、決議する。

令和3年3月19日

熊本県議会